

## 現場代理人・上級現場代理人認定手続の要点

本書は、教育並びに資格認定要項を補完する解釈(H15. 10)や実務歴ポイント制の導入(R1. 9)に伴い、現場代理人および上級現場代理人の認定手続が煩雑化しているため、実務者用として要点を取りまとめたものである。

### 1. 現場代理人

#### (1) 教育

現場代理人教育実施計画に基づく「基礎学科（36 時間）」「一般教養（42 時間）」「安全衛生管理（54 時間）」「施工管理（53 時間）」「基礎技術（107 時間）」「技能（435 時間）」の 6 教科を 3 年間で履修。

#### (2) 国家資格

以下国家資格を有する者

- ・建設業法の 2 級施工管理技士（電気又は土木）以上
- ・電気事業法の 第 3 種電気主任技術者以上
- ・電気工事士法の 第 2 種電気工事士以上
- ・技術士法による建設部門，建設「鋼構造及びコンクリート」部門，電気・電子部門のいずれかの 技術士として登録されている者（登録保持者）

なお、当該試験を受験し合格発表を待つ者は内申書審査を受けることができる。（内申書に受験番号明記）

#### (3) 実務経験

以下送電工事にかかわる実務経験を有している者

- ・大学院，大学 4 年以上
- ・短大及び同等と認められる 専門学校，高専 5 年
- ・高等学校 7 年
- ・その他 8 年

#### (4) 指導監督の実務経験

対象となる職務で、対象となる工事を 2 年以上経験した者。この評価は、以下に示す実務歴ポイントを算出し、192 P 以上が対象となる。なお、入社後 2 年間は、指導監督の実務経験とは見なさない。

※実務歴ポイント算定表および工事規模パターンにより算定

##### a. 対象となる職務

- ・副現場代理人，安全担当，技術担当
- ・JR 工事は「主任技術者又は監理技術者および工事指揮者」（R3 より追加）
- ・JV 工事で構成会社毎に技術担当を配置する場合は「構成会社毎の筆頭者」（R3 より追加）

##### b. 対象となる工事と工事規模 P

○鉄塔工事（基礎・組立）<2 基以上は 2 倍>

- ・66kV 1 回線 工事規模 P 「1」

- ・ 66kV 2回線 工事規模 P 「2」
- ・ 66kV 4回線 工事規模 P 「3」
- ・ 110kV 以上 2回線 工事規模 P 「3」

○ 電線工事 (延線・緊線) <電線張替工事のみ 2 km 以上は 2 倍>

- ・ 66kV 1回線 工事規模 P 「2」
- ・ 66kV 2回線 工事規模 P 「4」
- ・ 66kV 4回線 工事規模 P 「5」
- ・ 110kV 以上 2回線 工事規模 P 「5」
- ・ O P G W 5km 以上 工事規模 P 「8」

○ 特殊工事割増し : 以下工事(重複不可)は, 1 工事(件名) 当たり 2 P 加算

- ・ 「多導体工事」, 「活線接近工事」, 「市街地工事」
- ・ 「新幹線横断工事」, 「高速道路横断工事」 (R2 より追加)
- ・ 「その他特殊工事」 (R3 より追加)

基準工事規模 (66kV・2cct・2基) と比較し, 特殊性が高く, 難易度の高い実務が必要な工事で, 「技術面・管理面・対外折衝面等」から, これを証明する説明を加え, 本部実務歴 P 制検証分科会等の承認により採用を認める。

例) 海峡横断, 及び鉄道の高架部分などの特殊箇所を横断する工事

### C. 対象となる実務期間

当該工事に携わった月数

#### d. 実務歴ポイントの算定

○ 「一定規模以上で鉄塔と電線の両方を実施」する工事

「工事規模 P (max8)」 × 「実務期間(月数)」 = 実務歴ポイント (制限なし)

〔例〕 66kV 2回線 3基の新設工事に 24 か月従事  
 [鉄塔(2P×2(2基以上)) + 架線(4P)] × [24P] = 192 P

○ 「一定規模未満」や「鉄塔と電線を個別に実施」する工事

「工事規模 P (max8)」 × 「実務期間(月数)」 = 実務歴ポイント (最大 96 P まで)

対象工事

- ・ O P G W 工事 5km 以上
  - ・ 66kV 電線張替工事 2km 以上
  - ・ 66kV・1回線・1基以上の新設, 建替工事
  - ・ 66kV・1回線・1基以上の撤去工事
  - ・ 「66kV 以上・2回線・2基以上」と同等規模で, 「鉄塔」と「架線」を個別に実施する工事
  - ・ 「66kV 以上・2回線・2基以上」の規模に満たないが「鉄塔と架線を一連の工事」として実施する工事 (66kV 未満で, 支持物は鉄塔, 電線は延緊線を伴う工事)
  - ・ 「66kV・1回線・1基以上の撤去工事」と同等の撤去工事で, 「鉄塔」と「電線」を個別に実施する工事
  - ・ 「66kV・1回線・1基以上」の改良工事で, 基礎工事が伴う鉄塔嵩上げ工事 (R2 より追加)
  - ・ 「鉄塔」または「架線」の単独工事ではあるが, 工事難易度が前述の工事と同等以上の「高難度工事」 (R3 より追加)
- ⇒ 多導体の緊線・緊線解体を伴うがいし連取替工事  
 ⇒ 「部材取替が 50%を超える部材交換」又は「支柱材の取替を含む部材交換」の工事

## 2. 上級現場代理人

### (1) 教育

上級現場代理人の申請者は、現場代理人資格認定取得後、翌年度の特別講習会の受講が必須のため、その受講年月を内申書に明記。

### (2) 国家資格

以下国家資格を有する者

- ・建設業法の1級施工管理技士（電気又は土木）記載すること。
- ・技術士法による建設部門，建設「鋼構造及びコンクリート」部門，電気・電子部門のいずれかの技術士として登録されている者（登録保持者）

なお、当該試験を受験し合格発表を待つ者は内申書審査を受けることができる。（内申書に受験番号明記）

### (3) 実務経験

現場代理人の資格取得後3年以上を経過し、そのうち1年以上の現場代理人相当の経験を有する者。現場代理人相当とは、①現場代理人としての実務経験，②JV工事における構成会社の代表社員であって副現場代理人、安全担当、技術担当の実務経験。（教育並びに資格認定要項 p86 6.1.3 記載）

上記要項には、対象工事の記載がなく、具体的な対象職務を含め、以下の解釈が示されているため、これに準ずる。

なお、対象となる工事は、「②修繕・調査測量工事等」も可能であるが、関東支部では現場代理人との整合性を考慮し、「①現場代理人認定と同じ工事」を原則とする。

－上級現場代理人申請に必要な実務経験に関する取扱い－

（教育並びに資格認定要項の解明 H15.10.10 教育委員会）

対象となる工事	対象となる職務	実務期間： <u>1年以上でOK</u>
①現場代理人認定と同じ工事 ○66kV以上・2回線・2基以上 ○上記と同等なもの a. 110kV 1基以上 b. 66kV 4回線 1基以上 c. 66kV 多導体工事 1基以上 d. 66kV 2回線活線近接工事 1基以上 e. 66kV 2回線市街地工事 1基以上 f. OPGW 工事 5km以上 g. 66kV 電線張替工事 2km以上 h. 66kV 1回線 1基以上の新設・建替 i. 66kV 1回線の撤去	①. 現場代理人 ②. 副現場代理人 ③. ②を配置しない場合の技術担当 ④. ③を配置しない場合の安全担当 ⑤. JV工事における副現場代理人 ⑥. JV工事における安全担当 ⑦. JV工事における技術担当等	・実務(従事)期間をカウント
②修繕・調査測量工事等	①. 現場代理人	・実務(従事)期間をカウント

以 上